

韓国被爆者に対する市民団体の援護活動：孫振斗裁判と日本市民団体の結成

金, 鍾勳
九州大学大学院地球社会統合科学府

<https://doi.org/10.15017/2348681>

出版情報：地球社会統合科学研究. 11, pp.23-35, 2019-09-25. Graduate School of Integrated Sciences for Global Society, Kyushu University

バージョン：

権利関係：

韓国被爆者に対する市民団体の援護活動

—孫振斗裁判と日本市民団体の結成—

キム
金

ジョン フン
鍾 勳

はじめに

1945年8月6日と9日、広島・長崎に投下された米軍の原子爆弾は死亡者を含めて、69万1500余名の被害者（そのうち朝鮮人被害者は7万余名と推定される）を生み出した。8月15日、日本の終戦宣言とともに朝鮮は植民地支配から解放され、原爆から生き延びた朝鮮人被爆者2万3000余名も他の朝鮮人とともに朝鮮へ戻った。その後、日本は連合国諸国と1951年9月に「サンフランシスコ平和条約」を締結し、それに従って、日本政府は韓国政府と国交正常化および戦後処理にむけた交渉を開始した。その措置によって、この間韓国社会で忘れられていた韓国原爆被害者問題がようやく浮かび上がるようになった。1965年5月22日、『中国新聞』『長崎新聞』の「民団広島本部の在韓被爆者実態調査団派遣」報道により、日本の市民運動家や医師らが在韓原爆被害者の存在を知ることになり、彼らの補償に対する期待も大きくなった。しかし、1965年6月22日に締結された「日韓基本条約、日韓請求権および経済協力協定」には被爆者補償問題を含む過去の植民地被害に関わる内容はなかった。

これに失望した韓国の被爆者たちは1967年「韓国原爆被害者協会」を結成し、彼らに対する責任補償運動をはじめた。一方、韓国の被爆者の中から、治療のために日本に密航する者が始まった。そのような中、1970年、孫振斗が密入国して捕った事件によって、日本の市民団体の中で「孫さんを救援する市民の会」が結成され、海外被爆者の「被爆者健康手帳交付」に対する訴訟、いわゆる「手帳裁判」がはじまった。

孫振斗の「手帳裁判」は、韓国被爆者と日本の市民団体との連帯によって行われた最初の裁判で、韓国の原爆被害者たちと日本の市民団体が連帯したことに重要な意味がある。韓国被爆者に対する責任補償を回避してきた日韓両政府の対応の中で、「孫さんを救援する市民の会」などの市民団体の援護活動は、彼らが闘争を始める上で重要な役割を果たしたが、まだその援護活動とその意義は十分に究明されていない。

韓国の原爆被害者に関する研究¹は1990年代から、原

爆症に対しては医学界、裁判活動に対しては法学界、福祉面に関しては社会学界など、さまざまな分野で行われてきたが、韓国原爆被害者の被害や彼らの活動に焦点をおいた研究がほとんどで、彼らを支援してきた市民団体の活動を主たる対象とする研究はほとんどないといつてよい。韓国原爆被害者たちを支援してきた「韓国原爆被害者を救援する市民の会」の市場淳子による『広島を持ちかえった人々—韓国の広島はなぜ生まれたのか?』²も韓国原爆被害者の起源と闘争の歴史について分析した研究書であるが、この作業を日本人として、国家が放棄した戦争責任に対して贖罪する心情で行ってきたためか、韓国原爆被害者問題に積極的に連帯活動をしてきた自分を含む日本の市民団体の役割の叙述は含まれていない。

ゆえに、この論文では、韓国原爆被害者の活動を支援してきた日本市民団体の活動の究明を目指したい。具体的には、孫振斗の「出入国管理令違反裁判」と「手帳裁判」の過程で力になってきた市民運動家や「孫さんを救援する市民の会」などの市民団体の援護活動を明らかにし、その活動の意義を究明することを目的とする。それは、韓国原爆被害者の闘争の歴史をより深く理解し、韓国原爆被害者に対する戦後日本の責任のとり方の一つの形を究明することにつながるだろう。

本論文の構成を述べる。まず第1節では、なぜ韓国被爆者たちが日本に密航することになったのか、またそれに対して日本がどのように対応したのかを論述し、問題の背景を明らかにする。第2節では、孫振斗の密入国の経緯と、逮捕後の孫振斗を支援する日本市民団体の運動の経緯を明らかにするとともに、運動に対する韓国政府の動きにも言及する。第3節では、当時の密航被爆者に対する社会の意識を踏まえながら、「出入国管理令違反裁判」とその裁判を支援した日本の市民団体の活動を明らかにする。第4節は、「出入国管理令違反裁判」の敗訴後の市民運動の展開と、孫振斗のいわゆる「手帳裁判」の過程を再構成するとともに、日本政府の対応を明らかにする。「おわりに」では、韓国原爆被害者とそれを支援する日本市民団体の活動の意義について若干の考察をする。

1. 密航する韓国被爆者と日本の属地主義

韓日協定で自分たちに対する責任補償が行われなかったことに失望した韓国原爆被害者たちは、1967年7月10日、韓国保健社会部より法人許可を受け、「韓国原爆被害者協会」という公式的な団体として活動を始めることになった。

同年11月4日、「韓国原爆被害者協会」は日本大使館前で初の団体活動を開始した。彼らは大使館前で「私の体を弁償しろ。日本政府は韓国被爆者に対する賠償をしろ」というプラカードをかかげてデモをし、日本大使から「日本政府は日韓協定によってすべて補償しており、これは個別的なものではなく、一括して補償したのだ。政府間の補償問題はすでに終わったので、人道的立場から民間レベルの募金運動などで手伝おう。」³とする意見をもらった。

「韓国原爆被害者協会」の初めての団体活動は、これまで個別に不満を持っていた原爆被害者らが一つの団体として組織的に日本に向けて自分たちに対する責任の補償を要求した事件として大きな意味を持つ。協会の創立と法人化によって原爆被害者の個々の声の一つに集まって、団体の活動となり、その活動を通じて韓国内の世論が関心を持つことになった（この協会のデモは『東亜日報』の社会面で報道⁴）。そのような社会的関心はこれまで原爆被害者に対する責任と補償を無視してきた日韓両政府が、どのような形であったとしても対応をしなければならぬ状況を作り出すのに重要な役割をしたのである。

一方、日本では、1968年5月20日、被爆者の生活を援護するための手当の支給を定めた「原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律」⁵（以下、原爆特別措置法）が制定された。この法は日本の被爆者運動と原水爆禁止運動によって制定された。原爆被害が「原爆医療法」の対象範囲である健康問題に止まらず、生活にも及ぶため、国家補償に基づいた医療や生活援護を実施するための援護法が必要だということを日本政府が認めたものでもある。その背景には、1963年、日本人被爆者が日本政府に被爆の損害賠償の要求のために提起したいわゆる原爆裁判に対して、裁判所が被爆者に対する特別立法が必要だということを認めたことである。これによって、日本の原爆被害者の福祉を図る目的として医療特別手当が支給され始め、国家による補償がなされるようになった。

しかし、日本のこのような積極的な被爆者救済政策によって支援を受ける日本人被爆者とは違い、韓国人原爆被害者たちは依然として苦しい日々が続き、「韓国原爆被害者協会」の活動に対して、韓国政府も日本政府も実

質的な措置は何もとらなかった。当時、協会の主な活動は自分たちに対する責任補償を要求することはもちろん、韓国人被爆者たちを協会に加入させることも重要な活動の一つであった。協会の努力によって、加入被爆者数は1968年に1,857名に達した。しかし、韓国政府や社会からの支援はなく、中古品を売り、配給をお金の代わりにするという、苦しい協会の活動⁶をするしかなかったし、韓国の原爆被害者の不満はどんどん大きくなり、その中から他の道を探そうとする被爆者たちが生じることになった。

このような日韓両政府の無慈悲ともいえる対応と苦しい協会の活動に失望した協会の幹部の中から密航船を作って、大挙日本に入って、韓国人被爆者の貧しい状況を訴えて治療を要求しようという声が出始めた。⁷当時、韓国人が日本に行くためには、旅費はもちろん、パスポートやビザを受けるために多くの時間とお金が必要であり、保証人や身元を証明するための書類の提出も要求された。実際、貧しい生活をしてきた韓国原爆被害者が合法的な方法で日本に行くのはほとんど不可能なことであった。

このような状況の中、1968年10月、釜山に住んでいた孫貴達ソングイダルが小さな密航船に乗って日本の山口に密入国して逮捕されるという事件が発生した。広島原爆の当時、彼女は広島市立女子中学校の学生であった。その後、広島で高校を卒業した後、故郷である韓国泗川に戻った。帰国後、めまいや体がだるいなどの症状があり、日本での治療を計画して密航したが捕まった。裁判で彼女は、日本での治療を訴えたが、山口地方検察は密入国して逮捕された彼女に対して、医療機関を診察させた結果（しかし、原爆症の専門医ではなく拘置所の嘱託医の診療であった）、原爆病が現れなかったため、他の密入国者と共に起訴し、（『京郷新聞』「密入国者として起訴、原子病治療孫女人」1968年10月12日）、10月14日、下関韓国領事館の要請によって保釈、韓国に強制送還した（『東亜日報』「孫女人保釈」1968年10月15日）。

この事件をきっかけに、「民団広島県本部」は、「核禁広島県会議」と共に、1968年10月26日、「韓国被爆者救済日韓協議会」を発足（会長村上忠敬、副会長チェソクヒャン）し、被爆者の招請と実態調査などを目的として、在韓被爆者対策に乗り出すことになった。韓国人原爆被害者を支援してきた日本の市民団体である「韓国の原爆被害者を救済する市民の会」は、この孫貴達の密航について、「孫貴達が密航してきたのは、…それが「密航」なるが故に日本では「事件」となり、事件が起ころうと始めて多くの日本人はこの重大さに気づかされたのである」⁸と後に述べたが、それは、この事件によって、

韓国の原爆被害者に対する日本社会の市民たちの動きが本格的に始まることになったからである。日本の市民たちはこの孫貴達の密航の事件を通じて、韓国の原爆被害者の状況と、それに対する日本の無責任を知らされたのであった。後に日本の市民たちが「(日本は)加害者として内なる朝鮮人被爆と向き合おうとはしなかったし、また、戦前戦後を通じて差別政策をとり続ける行政の壁が、彼らの前に大きく立ちふさがっていたことにも、私たち日本人が無関心であったことを上げなければならない。その意味で朝鮮人被爆者問題は日本人にとっての戦後責任である」⁹と述べているように、孫貴達の密航事件は彼らの責任意識のきっかけになったのである。

この密航事件と日本の市民団体の動きを契機に、「韓国原爆被害者協会」の釜山支部長だった嚴粉連^{オムファンヨン}とソウルの会員だった林福順^{イムボクスン}の2人が「韓国被爆者救援日韓協議会」の招請を受け、12月に行われた京都の「第2次世界大戦韓国人戦没者慰霊祭」に参加することになった。彼女たちは慰霊祭後に広島原爆病院に治療のために入院し、林福順は「私は女子挺身隊員で作業中に被爆した。日本人として被爆した我々に日本政府は日本人と同様の被爆者健康手帳を与えなければならない」¹⁰と訴え、広島に「被爆者健康手帳」の交付を申請したが、1969年2月14日、厚生省は「被爆者健康手帳」の交付を却下した。その後、このような一時入国した外国人についての「被爆者健康手帳」交付却下に対して、厚生省の村中俊明公衆衛生局長は、1969年5月8日、初めて韓国人被爆者問題が日本国会で取り上げられた衆議院社会労働委員会で次のような見解を明らかにした。

「(原爆2法)法の建前が、地域社会の福祉の維持増進を目的とする社会保障立法である。したがって、この法の適用を日本人以外が受けられないという排除はないけれども、国内で生業を営んでおる、すなわち、居住の本拠が日本にあるという風なことが前提条件になっている。言いかえますと、この法律は、属人主義ではなくて属地主義の立前をとっておるといふうなことで、たとえば一時的に日本を訪れたというふうな外国人にたいしては、適用にならないわけでありませう。」¹¹

このように厚生省の韓国人被爆者に対する手帳交付の拒否の理由は、法の適用範囲を日本国内に限定する属地主義であった。原爆2法、つまり「原爆医療法」と「原爆特別措置法」をすべての被爆者という範囲ではなく、日本国内に居住関係がある被爆者に限り適用するこの政策は、日本国内の被爆者と海外の被爆者を差別することを意味する。

自分が申請した手帳交付の却下に対して、嚴粉連は当時の状況を「外国人として被爆者健康手帳を申請するというのがマスコミに過度に露出され、日本政府が一度被爆者健康手帳を交付することになれば、その以後のことを耐えられないという負担感を持ったため、却下決定をしたようだ」¹²と回想している。確かに、その却下の理由は厚生省が明らかにしたような属地主義の適用だけではないかもしれない。なぜなら、1964年の東京オリンピックの際、本国家族招請事業によって観光のために日本を訪れた朴道延に手帳が交付された前例があったからである。この点から考えると手帳交付却下の理由には、世論が広がっていく中で海外被爆者に一旦手帳を交付すると、それが前例になって、数多くの海外被爆者に「被爆者健康手帳」を交付しなければならず、それに関わる予算も考えなければならなかったということがあるかもしれない。ひいては、日韓間の植民地支配に関する責任問題が再び提起される恐れもあっただろう。

このような様々な理由による日本政府の差別と韓国政府の消極的な対応の中で、責任補償に対する「韓国原爆被害者協会」の訴えは大きな成果を挙げなかった。そこで韓国原爆被害者協会は日本の市民団体との連帯にさらに重点を置くようになった。そのきっかけは1970年の3代協会会長申榮洙^{シンヨンス}の就任であった。申榮洙は1919年3月、京畿道平沢市で生まれた。1942年徴用を避けて広島に渡り、陸軍指定製薬工場で働いた。広島原爆投下当時、爆心地から1.2Km離れた地点の電車停留場で電車を待っていた時に被爆した。原爆の光の熱によって顔の左半分が燃え、左の耳を失って顔はケロイドで収縮した。彼のそうした容貌が被爆者の惨憺たる実情を知らせることに大きな役割になるがゆえに3代会長に選出された。

1967年に「韓国原爆被害者協会」が設立されてから、社会的に名望が高い人たちを会長に推戴、政府との交渉を目標として活動したが、申榮洙の会長選出を契機に、被爆者自らが相互救護団体、闘争団体として活動を始めるようになった。以降、申榮洙は、日本を訪問して韓国人被爆者の実態について知らせ、日本の市民団体に覚醒を要求し、連帯活動を始めた。

2. 孫振斗の密入国と平岡敬との出会い

「韓国原爆被害者協会」の闘争団体としての再出発は、韓国の被爆者たちと日本の市民団体との積極的な連帯の始まりを意味する。しかし、そのような動きに決定的な役割を果たしたのは孫振斗の密入国と手帳交付に関する裁判であった。

韓国で申榮洙の「韓国原爆被害者協会」の会長就任に

よって、協会の活動が少しずつ広がるなか、以下のような新聞報道によって、孫振斗の密入国記事が日本社会に伝えられた。

「佐賀県串浦港に3日朝、密入国を図り逮捕された韓国船進栄号の韓国人15人のうち、一人が“広島で被爆したので、日本に治療するため密航した”と話している。この韓国人は釜山市釜山鎮区。無職、孫振斗（43）で、43年10月韓国人被爆者の密航として話題になった釜山市釜山鎮区冷井洞、無職、孫貴達さん（40）の実兄…」(1970年12月8日『中国新聞』朝刊)

孫振斗は、1968年、日本に密入国して治療をしようとしたが、強制送還された孫貴達の兄で、1927年、大阪で生まれ、日本名は「密山文秀」である。1944年に家族とともに広島市南観音町へ移り、父の仕事を手伝っていた関係で、皆実町の専売局構内にあった電信電話局倉庫の中で被爆した。父親は被爆三年目に死亡した。戦後、日本へとどまった彼は、1951年、外国人登録令違反で韓国へ強制送還されたが、その後、密入国と強制送還を繰り返した。

「両親は朝鮮語で話をしていたが、自分と話すときは日本語だった。朝鮮語は名前が書けるのと聞き取れる程度だった。韓国では母、妹、妹の二人の子と一緒に生活していた。家は平屋で三部屋あったが、五人で暮らす余裕はなかった。生活は妹に見てもらった。自分はいつも身体がだるく続けて仕事ができなかったし、する仕事もなかった。それに朝鮮語ができなかったので馬鹿にされた。母は仕事ができない状態にあり、子供の面倒を見ていた。生活が苦しいために六二年ごろから財産を処分しはじめ、七〇年ごろにはすべてなくなってしまった」¹³

このように、韓国に帰国したが、韓国語があまり話せなかった彼は生計をたてるために、仕事を求め、密入国を繰り返したのである。韓国に帰ってきた彼は1970年夏から微熱が出て、頭がひどく揺れ始めた。釜山の病院で診察を受け、原爆症が疑われるという診断を受け、薬を処方されたが、病気はよくならなかった。これによって、彼は、日本における専門的な検診と治療を望んで再び密入国を決心するようになった。

1970年12月3日、逮捕された時、微熱や貧血、全身の倦怠感に悩まされていた孫は、「韓国では適当な治療施設もなく、原爆症の不安にかられて密入国した。私の身体をこんなにしたのは日本政府なのだから、責任を持って治してくれ」¹⁴と訴えた。

では、当時の彼の密入国、特に治療のために密入国した被爆者がいるということがどのように世間に知らされたのか。逮捕された孫振斗を含む15人の密入国者はただちに呼子署へ連行され、翌4日唐津署に身柄が移された。彼はその日、釜山で知り合ったカメラマンの藤崎康夫、評論家竹中労両に面会をを求める電報を打つ。¹⁵ 7日、共同通信の記者が唐津署刑事から取材し、8日朝刊の『中国新聞』『長崎新聞』などに報道された。

しかし、世論の盛り上がりはとほしく、前回の孫貴達の時に運動していた「韓国被爆者救援日韓協議会」はいっこうに動く気配を示さなかった。これに対して、「警察・検察・入管側は前回孫貴達の密航事件の教訓をフルに生かして、先手先手と打ってきていた」¹⁶。つまり、『中国新聞』『長崎新聞』に記事がのった翌日、唐津署へ移されていた孫振斗に、唐津日赤での検診を受けさせていたのである。前回の孫貴達の場合は、原爆医療の専門ではない拘置所の嘱託医に診断を依頼したために診断の信頼性が疑われたのに対して、今回は原爆医療の指定病院に診断を依頼し、治療のための入国という主張への対応策を準備したのである。

一方、孫振斗の密入国の記事を読んだ平岡敬はフリー・カメラマンの重田雅彦や関心を持つ友人らと唐津署へ向かった。

韓国原爆被害者問題に関心を持って活動してきた代表的な市民活動家の一人である平岡敬(当時中国新聞記者、後に広島市長)は、朝鮮からの引揚者¹⁷という個人的な背景を持っている。1927年大阪で生まれた平岡は両親の故郷が広島であった。1934年からは家族の事業の関係のため、当時植民地であった、現在の北朝鮮の興南、韓国のソウルなどで小学校・中学校時代を過ごした。朝鮮に行く前に、後に広島の爆心地になった本川小学校に1年ほど通ったことがあるが、敗戦後に帰国して、ここの同級生のうち2人以外は全員、原爆で死亡したという事実が彼の活動に深い影響を及ぼしたという。¹⁸ 植民地朝鮮での生活、そして広島地域に駐在する記者として反核平和運動に関心を持った進歩的な性向の彼の履歴は自然に在韓被爆者問題につながる潜在力を持っていた。

平岡が韓国原爆被害者問題に関心を持つようになった、直接的なきっかけは、1964年、韓国から届いた手紙であった。当時、韓国馬山国立病院に入院中だった朴洙岩^{パクス}から送られたその手紙は、韓国原爆被害者の実態と救済を訴える内容であった。平岡はこの手紙をきっかけに日韓協定締結後、韓国を訪問し、初めて韓国原爆被害者に会うことになる。平岡は「韓国・馬山から編集局に1通の手紙が届き、僕に回ってきた。広島の学校を出て比治山(南区)近くで被爆したという男性が治療を受けた

いと日本語で書いた手紙を読み、ショックを受けた。朝鮮人の被爆は知識としてはあっても、それがわれわれにとって何を意味するのかを考えていなかった。植民地支配と被爆という二重の被害に目が向いていなかった。¹⁹と回顧した。

日本に帰ってきた平岡敬は、その年の1965年11月25日から『中国新聞』朝刊に「隣の国韓国」というタイトルで10回の連載記事を掲載した。それは、朝鮮戦争後の戦時体制のもとで暮らしている韓国社会の姿を知らせ、韓国原爆被害者の存在と支援の必要性を知らせるためであった。その後も彼はこの記事を加筆して、雑誌『世界』の1966年4月号に「韓国の原爆被災者を訪ねて」を発表し、『証言は消えない』²⁰の中の一部として出版した。

1970年12月、唐津署に行き孫振斗との面会にこぎつけ、彼の写真を撮った平岡敬はそれを持ち、被爆当時住んでいたという広島市西区南観音町を歩き事実関係を確かめた。平岡は広島大学で闘争をやっていた人たちにも支援を頼んだ。その結果、若い医師は診察に行き、学生は1970年12月「孫さんを救援する市民の会」をつくり、保釈と広島での治療を訴えるようになった。そして、九州に人を送り込んで孫振斗を弁護する弁護士を探した。(崎間昌一郎弁護士選任、12月14日)²¹

その時期の日本の社会運動界では、これまで入管問題に関わる中で朝鮮人被爆者問題に関心を寄せていた学生労働者や婦人有志のグループが、東京、大阪、長崎、福岡等で、韓国被爆者に対する運動に取り組みを始めた時期であった。そうした中で一枚のビラが広島で配られた。

「朝鮮人被爆者“孫振斗さん”を救援しよう！」

十二月三日、孫振斗さんは佐賀県東松浦郡鎮西町名護屋、串浦漁港に於いて十五人の人とともに密入国の容疑で逮捕されました。

その際、孫振斗さんは“広島で被爆したので日本で治療のため密航した”と言うことを明らかにしました。この人は一九六八年十月“原爆症の治療を受けたい”と山口県に密入国して話題になった、孫貴達さんの兄さんです。彼は広島市御幸橋西詰専売公社（約二キロ）で十八歳の時被爆した。彼の体には倒れてきた建物の柱やガラスの破片での外傷は今も残っているが、何よりも彼を苦しめたのは今年の夏から急に激しくなってきた原爆症と思われる症状である。頭がフラフラし時には微熱が出、体がやせてきて、釜山の第一病院で診察して貰ったところ、原爆症といわれ投薬を受けていた。十二月十五日、密入国のかどで唐津地検に起訴され、唐津署に現在拘留中である。

しかし、彼は弁護士にも、面会に行った被団協の人に

も“日本で検診、治療してほしい”と一貫した主張を続けている。

広島、長崎で被爆し韓国に引き揚げっていた朝鮮人被爆者のうち、現在生存しているひとは八千近いといわれている。そしてその大半が満足な治療も受けられず、後遺症に苦しんでいると伝えられている。

このような状況の中で、彼らが日本での専門の検診治療を望んで日本へきたいと言うのは当然であろう。一九一〇年、日韓合併以来特に第二次世界大戦中、日本が朝鮮に植民地政策をしいてその政策の中で数多くの人々が強制連行され、広島市内にも約四万人が（1945年）在住していた。

そしてかれらは被爆した。このことを考える時、孫氏の訴えは当然であり、私たち広島の市民が彼の要求を支援することは当然である。多くの人に孫さんの救援を訴えます。

孫さんを救援する市民の会²²

このようなビラによって、韓国被爆者と孫振斗の状況、そしてそれを支援しようとする「孫さんを救援する市民の会」の存在が広島で知られることになった。この「孫さんを救援する市民の会」は、1年後の1971年12月、申栄洙の渡日による「韓国の原爆被害者を救援する市民の会」の結成まで、孫振斗の滞留と治療のための運動を主に行い、孫振斗のための支援をしてきた。「孫さんを救援する市民の会」は二人の医師を派遣して、これまで孤立無援であった孫振斗を診断し、密入国に関する裁判の一審において精密検査のための保釈を要求した。

一方、韓国政府は、この「孫さんを救援する市民の会」の医師派遣に対して、孫振斗に面会、領事館で身元引き受けの用意があること、密航は国の恥であると発言し、診断を行った森氏とはどう言う人か、支援側は北との関係はないか等を問いただした。²³当時の韓国では社会運動をする人たちは反政府という性格が強く、北朝鮮勢力との関係があるのではないかという警戒が広がっていたため、韓国政府は「孫さんを救援する市民の会」の活動の意図を疑い、なぜ密入国したのかではなく、密入国自体のみを問題化して韓国の恥であると発言をした。そして、韓国政府は自国民である孫振斗に対していかなる支援もしなかった。

このような自国民に対する韓国政府の無関心にもかかわらず、「孫さんを救援する市民の会」は診断書とあわせて、広島で原爆医療にたずさわってきた河村、原田医師の被爆者の特質と専門医による検診・治療の必要性をといった意見書を集めて、弁護士（崎間から中村経生にかわる）へ送り、保釈申請を行った。それによって、「手

帳裁判」といわれる孫振斗の「被爆者健康手帳交付却下処分」の取り消し訴訟」が始まることになった。

3. 出入国管理令違反裁判と「孫さんに治療を！全国市民連合会」の結成

1970年12月26日、朝日新聞に「密航被爆者救援は疑問」²⁴の見出しで始まる、次のような市民の投書が掲載された。

「日本で治療を受けたいと韓国から密航してきた原爆被害者を守ろうという運動がおこっている。原爆被爆者であることは先ず間違いないといわれているが、四十三年に密航してきた時は、原爆症の疑いなしとされ、果たして原爆被害者であるかは、まだ取り調べの段階であること。それにもかかわらず、広島から救済運動が起こったのは、原爆症の痛ましさを一番知っている地元なればこそだ。しかし、私はこの運動に若干の疑問なしではいられない。

広島は従来、心ない人たちによって、原爆を売りものにしていくという批判もかなり受けている。これは原爆被災者の真の苦しみを認識しないものが一方の側面だけをみての批評だと思うが、残念なことに広島からそうではないという明解な反論を試みた人は余りいなかった。地元として原爆被災者の救済を求めはするが、法を踏みはずしてまで求めようとしたのはなかった。

この点は広島人の名誉のために強調すべき事実だと思う。

したがって今回の救援活動も、法治国家としての認識を外国人にまであやまらしめるような性格ではないかと、充分見極めた上で為すべきである。広島を原点とする諸運動は、今後とも世界の理性に訴えるために、決してやましいものであってはならないのである。」

ここで問題とされていることは、孫振斗が被爆者であるかいかではなく、密航者であること、つまり正式な法的手続きで入国した者ではないということであった。原爆被害と被爆者救済に敏感である広島においても、孫振斗の救済に対する否定的な意見が存在し、それが新聞紙面上に掲載されたことを考えると、密航者孫振斗の救済に対して否定的な見方もかなり存在したと考えられる。それは、確かに孫振斗と市民の会が乗り越えなければならない事実であった。それを乗り越えるために、12月30日、市民の会は運動方針として、「入管を考えながら被爆問題に取り組む。朝鮮人被爆者への運動として行

く。朝鮮人への働きかけと、原水禁運動の欠落部分を追及する」²⁵の3点をかかげた。1971年1月6日の市民の会ではこれまでの孫振斗の接見の様子が報告され、孫振斗が被爆者健康手帳と治療を希望していることを確認し、彼の滞留と治療に対する運動、裁判の支援を本格的にすることになった。

1971年1月23日、佐賀地方裁判所唐津支部で孫振斗の出入国管理令違反事件の第1回公判が開かれた。孫振斗を支援する側から、韓国被爆者の状況については平岡敬、韓国被爆者に対する日本政府の対応については弁護士中島竜美、原爆症と孫振斗の状態については広島医大の広瀬脩二、孫振斗の韓国の生活状態については評論家である竹中労両がそれぞれ証言するために出席した。²⁶

これに対して、検察官は「被告人が原爆症である旨供述するが、唐津日赤病院での診療の結果は、白血球が少なく、結核性ではあるが原爆症の疑いは薄いと言うことである。また、その疑いがあるとしても、被告人の態度は病人とは見受けられず、生命の危機にあるとは思われない。被告人は密航ブローカーであるとの疑いも濃い(中略)発見されたとき、住民登録証を破っていること等、犯情は特に同情の余地は見られない。原爆被爆者ならば正規の手続きを取れば入国できるので、そのようにして貰いたい。法律があればこれを守るべきである。被告人には前科があることも考慮し、相当法案を適用の上、被告人を懲役10ヶ月に処するを相当と思料する」²⁷と意見を述べた。

孫振斗は最後陳述にあたって、「私は検察官からブローカーといわれましたが、そんなことは全然しておりません。私は原爆の犠牲者でもあるし、母と一緒に治療もしていました。現在一家はるつぼの中にあり、これは誰がしたのか。このことを十分考慮して下さい。」²⁸と発言した。

出入国管理令違反裁判の判決は、1週間後の1月30日に下った。求刑通り懲役10ヶ月であった。伊藤裁判長が判決の最後にその理由を次のように話した。

「この判決を進めるに当たって、裁判所が考慮した情状について若干説明する。まず動機の点であるが、この点検察官、弁護士側に争いがあるので、特に説明しておく、当裁判所のこの点に関する認定の要旨は次の通りです。

その第一点は、被告人が広島に於いて被爆した事実これは認められる。

その第二点は、いわゆる原爆症と判定できる証拠はないし、また現在治療を要するほどのものとも認められない。

その三点は、本件密入国の目的は原爆症その他の病気治療のためとは認められない。かえって、いわゆる密入国ブローカーの一員、ないしその手伝いとして本件密入国に及んだ疑いが濃厚である。ただし、この後の点は被告人に不利な事情であるので、認定には慎重を要するところで、そのように判定するにはなお証拠が不充分であるという具合に認定する。したがって、結局、本件犯行の動機という点については、特に酌量するものがあるともまた特に不利な事情があるとも裁判所では考えない。²⁹

つまり、被爆の事実を認めながら、原爆症ではないとし、現在治療を要するほどの病気は認められないという曖昧な判決を下したのである。そして、第三点の「密航ブローカーの疑い」のところ、それをもって密航の動機とする確たる証拠もないことを自ら認めながらも、「密入国ブローカーの一員、ないしその手伝いとして本件密入国に及んだ疑いが濃厚である」としていることは、密航ということによって被爆という本質的な問題を避けることであったといえよう。

判決直後、孫振斗は市民の会との面会のときに「なぜ日本の裁判所は私の言うことを信じてくれないのか。私は被爆者ではないか。私が日本政府に治療してもらおう権利がある。母親もいつ死ぬか分からない、このまま帰っても何も出来ないで、体を治して帰りたい³⁰と話した。これまで早く帰るための即決裁判を希望していた彼の意志に変化があらわれ、「治療をお願いします」といったことが「治療して貰う権利がある」に変わっていたのである。

孫振斗の控訴意志によって、市民の会は井上正治弁護士を選任して控訴裁判の準備にとりかかった。市民の会は第二審での狙いを①多数の朝鮮人がなぜ日本で被爆しなければならなかったか、②なぜ彼は密航して来なければならなかったか、③被爆朝鮮人に対して、日本政府及び私たち日本人はこれまで何をしてきたのか、④彼の治療要求を拒むのは何かの四点到に集約しながら、次のような控訴文を出した。

「福岡高裁で行われる第二審は、孫さんだけでなく、その背後に存在する被爆朝鮮人に対する日本政府と日本人の責任追及、及び民衆に加えられた国家の暴虐に対しての告発といった意味をもつ裁判になるでしょう。そこで裁かれるのは国家だけでなく、私たち自身でもあるかもしれません。」³¹

第一審まで、孫振斗個人の治療と滞留にフォーカスを

あてていた市民の会が、第二審をきっかけに、孫振斗だけでなく、韓国原爆被害者の被害という枠組みから日本の責任を考えようとする訴えの形に変化していくことになった。ここには孫振斗を支援してきた市民の会の支援動機が明らかにされている。市民の会は、朝鮮人の被爆の責任について、国家だけではなく、自らの責任に向き合うようになり、その責任を負うために孫振斗を支援しているのである。

1971年5月19日に行われた第二審の公判の法廷では、井上弁護士の控訴趣意書の説明が行われ、「①唐津地裁では原爆症ではないと判断しているが、原爆症は医学的にも法律的にも認定できない。体験者には常に症状に対する不安があり、これに対処するには単なる障害対策だけでなく、誰がどのように接していくかが問題である。②孫さんが広島で被爆した事実は認められるとしながらも、しかしなぜ朝鮮人が当時広島にいたかについては答えていない。当裁判ではこのことを問題にしたい。③韓国では原爆症治療はおろか、原爆を口にする事さえタブーである」³²という3点が強調された。孫振斗と市民の会はなぜ被爆したのか、そしてなぜ韓国ではなく治療のために日本に密航しなければならなかったのかなどを法廷で訴えたが、6月7日、福岡高裁は「原爆症の治療を受ける目的で密航したとする被告人の心情には同情すべきものがあるが、事情を十分に参酌するとしても、原判決の刑の量定が重すぎて不当であるとして、これを破棄すべきものとは認めることが出来ない」³³と述べ、控訴棄却を下した。しかし、孫振斗は同情を求めていたのではなかった。彼が要求したのは原爆症の治療であった。つまり、被爆者としての権利を求めたのだが、日本政府はこのような権利を認めなかったのである。

控訴審判決後、孫振斗を支援する側では、今後どのような取り組みが可能であるか論争が起こった。しかし、井上弁護士の見解(最高裁判所でも入管令が違法である)から、法律的には無理があると判断し、孫振斗自身も上告をあきらめて、刑が確定した。6月25日、彼は福岡刑務所へ移監された。

このような裁判の敗訴と刑の確定は、孫振斗を支援する運動側にとってひとつの転機になった。1971年7月1日、各地の市民の会は今後の方針を打ち出すために広島に集まった。孫振斗の治療要求を支持し、韓国被爆者が提起している問題を自己の問題としてとらえようとする市民グループは、広島をはじめ長崎、福岡、大阪、東京などで、次々と生まれた。そして、これらのグループはそれぞれ活動が続けてきたが、これまで分散していたために力を出せなかったことを反省して、福岡を拠点に全国組織をつくることを話し合った。討論の結果、各地の

市民の会は「あくまで孫さんの原爆症治療と日本での在留の要求を支持して運動を進めていくこと」という活動方針が定まり、名称は「孫さんに治療を！全国市民連合会」³⁴（以下、連合会）と決まった。この連合会の結成によって、原動力を失った孫振斗に対する支援運動は新たに再出発をすることになった。

4. 手帳裁判と通達 402 号

このように孫振斗の「出入国管理令違反裁判」の敗訴は、孫振斗を支援する運動側が「連合会」として集結する転機となり、彼に対する運動が積極的に行われ始めるきっかけとなった。

8月6日、福岡では健康が悪化した孫振斗の刑の停止と治療を要求するための集会が行われた。「連合会」は、現在の日本の被爆者支援運動を批判しながら、この日の集会の意味について次のように語っている。

「これまでの原水爆禁止運動発足以来原水爆の禁止と被爆者救援は運動をすすめる車の両輪として、夏が近づけば全国各地で募金カンパが行われてきた。しかし、被爆者を救援されるべき対象として位置づけた運動から浮かび上がる被爆者像とは、常に原爆投下直後のガレキの下に横たわる悲惨な姿であり、街行く人々は一年に一度そうしたゲンバクのおそろしさ思い起し、金十円を投じることで、免罪符を得た気持ちになっていたのではなかっただろうか。（中略）その意味から言っても、ただ一人の朝鮮人被爆者支援のための八・六福岡集会は、集まった人数こそ少なかったが、日本人ひとりひとりの己れ自身に対する新たな戦いのはじまりでもあったのである」³⁵

このように、「連合会」は原爆投下日が近づくると募金をするなどの一時的な運動を批判しながら、自分の運動の意義について、一人の朝鮮人被爆者のための自身、つまり、責任の主体である日本の国民としての自己に対する戦いであるという意味づけている。それは、当時の日本国民として一時的に募金などを通じて自らに対して免罪符を下すような運動のあり方に向けた批判であり、より実践的に、そして、より自己反省的に原爆責任を負う新たな形であるだろう。

その後、1971年10月、孫振斗の原爆症の疑いが判明し、彼は被爆者健康手帳申請をすることになった。もともと被爆者健康手帳の申請というのは被爆者の権利として、当然のこととして原爆医療法などの援護をうける資格を得るために行うことである。しかし、彼の場合は、これ

まで原爆被害の責任から逃げ、放置し続けてきた日本に対する要求であり、密航韓国被爆者としては最初のケースであった。そして、彼の健康手帳申請は単に孫振斗だけの問題だけではなく、後ろに存在する韓国原爆被害者たちの問題にも通じることを考えると、韓国原爆被害者の闘争の歴史に大きな意義を持つといえるだろう。

孫振斗の被爆者健康手帳の申請から9ヶ月が過ぎた1972年7月14日、福岡県は「同法の適用を受けるものは、地域社会との結合関係があることが要件とされているのであるが、あなたは日本国内在留の事実は、同法が予定している居住関係ではなく、したがってあなたには同法の適用はありません」³⁶という理由から、被爆者健康手帳の交付を却下した。つまり、拒否の理由は、被爆の事実ではなく、法の適用範囲である日本居住がその理由であった。

翌日、「独自の判断で交付を」と題として小川政亮日本社会事業大学教授の次のような談話が朝日新聞に掲載され、外国人被爆者の権利としての被爆者健康手帳問題がようやくクローズアップされることになった。

「福岡県の手帳交付が国の機関委任事務だから独自の判断はしにくいと、厚生省の解釈をそのまま取り入れたことは、納得しがたいし責任逃れではないか。（中略）原爆医療法の趣旨は、国民に無断でした戦争で被爆させられた損失を国が補償するというので、日本国内にいる被爆者には全部適用すべきで、居住地は便宜的に書かれているに過ぎない。当時植民地支配の結果として日本にいて被爆した朝鮮人、中国人にも適用するのが当然で、たとえ密入国ではいつてきても、日本政府は責任を果たすべきだ。まして地方自治法の二案には、住民と滞在者の安全、健康と福祉の保持が地方自治行政の基本原則とされている。県としても滞在者孫さんに独自の判断で手帳交付をすべきである。」³⁷

小川の批判のように、原爆医療法、地方自治法の趣旨から考えても却下は不当な決定であると考えられる。この却下決定は孫振斗を再び被爆者とは認めないということの意味することであるだろう。

手帳申請の却下に対し、孫振斗と連合会は対策として、新たに「却下処分取り消しを求める訴訟」に切り替える準備にとりかかった。それとあわせて大阪からは孫振斗の特別在留許可を求める署名運動が展開された³⁸。そして、1972年10月2日に孫振斗と連合会は被爆者健康手帳交付申請却下処分取消の訴状を福岡地裁に提出した。

福岡県を相手に訴訟を起したが、事実上の相手は厚生省つまり日本政府であった。そして、この訴訟は被爆者

の権利である被爆者健康手帳交付申請を却下処分したことに対する取消を要求する訴訟として、原爆医療法のあり方を問う上で大きな意味を持つ訴訟であった。連合会は日本社会にこのことを知らせ、世論を動かすために、博多駅や広島駅に集まってデモをするなど積極的に動き始めた³⁹。

1973年5月22日、孫振斗の手帳裁判の第4回公判が開かれた。原告である孫振斗側は「日本の植民地支配及び戦争によって被害を受けた朝鮮人は日本国家に対してその補償を請求する権利を有する。そして、侵略戦争を開始した結果原爆被害をもたらした日本国家は原爆被害者にたいして補償する責任がある」という趣旨の「準備書面」を次のように法廷に提出した。

「原爆医療法は1945年8月6日、9日に於いて被爆者が有するに至った日本国家に対する補償請求権について、その範囲を定め具体的な手続きを定めたものと解されるものである。そして同法の趣旨がそれである以上、被爆したあらゆる人間が、国籍、現在の居住場所その他一切の差別なく同法の定める利益を享受する権利を有するものといわなければならない。(中略)これを本件原告についていえば、韓国へ強制送還された経歴があるとか現在定期の在留資格を有しないと、刑の執行を受けている状態にあるとかという事情は一切原爆医療法の適用上無関係であって、同人が広島で被爆したことおよび手帳交付の申請をなした二点をもって手帳交付の権利を有するものである」⁴⁰

孫振斗が密航や刑の執行などの背景を持っているがゆえに被爆者健康手帳の交付を拒否することは不当であり、それは被爆者としての地位を認めていないということの意味する。被爆者としての地位の確認を求めるこの訴訟の公判は、7回に渡って行われた。そして、1974年3月30日福岡地方裁判所301号法廷で次のような判決が下された。

「原爆医療法は外国人被爆者に対しても権利主体としての法的地位を認めたもので、(中略)被爆者でさえあればたとえその者が外国人であっても、その者が日本国内に存在することによって、同法の適用を受けられるとするものと解するのが相当である。その結果として、わが国に観光ビザを目的として一時的に入国した外国人旅行者や不法入国した者についても、その者が原子爆弾の被害者である限り、その者に同法は適用されることになる。よって本件処分は取消すべきである」⁴¹

この判決で明らかにされたように、どのような背景があっても被爆の事実がある以上、被爆者として認めるべきであり、日本国内に現存する限り、日本国家の補償の範囲に含むべきであるとの意味を持つ判決であった。この判決の反響は大きく広がって、『朝日新聞』では「国籍をとわずに救済責任」、『読売新聞』でも「密航の孫さん勝訴」などの見出しを通じて社会に知られた。韓国の『東亜日報』でも「日本地法韓国人原爆被害者勝訴判決契機、韓国被爆者も救済を」などの見出しで取り上げられた。その中、『朝鮮日報』は、4月2日社説で「人類最大の原爆被害の悲惨さは再言する必要もないが、かれらには、今度の孫氏の執念による勝訴の知らせが大きな希望と鼓舞の契機となるもの」⁴²であると孫振斗の裁判の勝訴を評価した。判決に注目していた「韓国原爆被害者協会」も、判決直後、「今般、日本国における韓国原爆被害者孫振斗に対する裁判は、3月30日、一審において勝訴し被爆者手帳を受け原爆症治療を受けることを当然とする判決であった。従って日本侵略戦争の犠牲者として韓国にいる2万余名の被爆者も、日本国内にいる日本人被爆者と同等に救済されることを要する」⁴³とする声明文を発表するなど、韓国被爆者たちはこの裁判の勝訴を通じて、自分たちにも被爆に対する補償がもらえる道が開かれることを大きく期待したのである。

しかし、福岡県はこれを不服とし、1974年4月12日に控訴した。それによって、孫振斗に対する救済措置は再び遠退くことになった。また、厚生省は「通達402号」⁴⁴を通じて、手帳交付の条件を治療目的として適法的に入国し、1ヵ月以上日本に滞在しなければならないという行政方針を定めた。これは韓国原爆被害者たちが日本で「被爆者健康手帳」を取得することはできるが、手帳の申請と交付、そして治療などは日本の領域内で居住関係を持っているときのみ可能であるということを示した行政規則で、日本に居住関係を持つだけがその資格と支援の対象になることを意味する。このような「通達402号」の制約により、例えば、適法な手続きを通過して日本に入国しても一ヶ月以上滞在する場所がない韓国原爆被害者の場合、被爆者健康手帳の交付は不可能となった。あるいは被爆者健康手帳を取得しても帰国と同時に、つまり日本を離れると「被爆者健康手帳」の資格は失ってしまうことになった。日本に居住する時だけ効力を持つ「被爆者健康手帳」ではあったが、自国政府からの支援はもちろん、原爆症を理解する医療陣もなかった1970年代当時の韓国において、十分な治療を受けたことがない多くの韓国原爆被害者たちにとって、渡日後、「被爆者健康手帳」を受けるといのは、彼らに対する治療の道が開かれるという意味を持つことであった。し

かし、この時期は日本に渡るといふこと自体が容易でない時期であったため、事実上、韓国被爆者が被爆者健康手帳をもらい被爆者として認められることは不可能に近く、韓国被爆者が期待していた救済の道は再び閉じられてしまった。

おわりに

以上、「韓国原爆被害者協会」の初期活動と孫振斗及び韓国被爆者たちの密航背景について考察した。そして、孫振斗の裁判の一审判决までの過程とその裁判を支援した日本の市民団体の活動を明らかにし、その意義について議論した。

1967年に「韓国原爆被害者協会」が設立され、韓国被爆者たちは集団となり、責任補償に対する声を高めたが、日・韓両政府の消極的対応により、原爆症の治療が行われないことはもちろん、彼らの苦しい生活も以前と変わらなかった。日本では、1968年に「原爆特別措置法」が制定され、日本の被爆者たちは国家補償に基づいた医療や生活援護をもらえることになった。このような背景が、原爆症を治療するために密航を選択しなければならなかった韓国被爆者を生じさせる原因になった。

このような背景から生じた密航被爆者の中で、1968年の孫貴達の密航と強制送還は、日本社会に韓国被爆者の苦しい状況を知らせることに大きな役割を果たし、「韓国被爆者救援日韓協議会」という韓国被爆者を支援する日本の市民団体が結成（1968年10月）されるきっかけになった。孫貴達の密航により知られた韓国被爆者に対する日本政府の政策は、日本の市民たちに、韓国被爆者が戦中は日本人として被爆しながら、戦後は日本の被爆者から差別されてきたことに気づかせた。その気付きを通して彼らは、戦後日本の国民としての戦後責任という意識を感じるようになった。そして、その責任意識が市民団体の結成につながるようになったと考えられる。

1970年、韓国被爆者孫振斗の密航事件をきっかけに、平岡敬や韓国被爆者に対する戦後責任意識を持つ多数の人たちは、同年12月「孫さんを救援する市民の会」を結成、孫振斗の保釈と治療のための支援活動を行うことになった。しかし、孫振斗は1971年5月19日の裁判で密入国に対する刑が最終確定され福岡刑務所に収監された。これをきっかけに、「孫さんを救援する市民の会」および各地で孫振斗支援に関心を持っていた市民たちは7月1日「孫さんに治療を！全国市民連合会」という全国規模の市民団体を結成し、弁護人の選任、原爆症診断、法廷での証人、広報・署名活動など積極的に支援活動をするようになった。

このような孫振斗を支援した「連合会」の活動の意義は、当時の単発的な原水爆禁止運動（一時的な募金運動など）に対する批判でもあり、一人の朝鮮人被爆者のための日本の国民（責任の主体）としての自己に対する戦いという自己反省である。

連合会の支援を受け、1971年10月5日、孫振斗は被爆者健康手帳を申請したが、福岡県は彼が日本に居住関係を持っていない外国人であることを理由として、被爆者健康手帳の交付を却下した。それに対して孫振斗と連合会は1972年10月2日に被爆者であることを認めさせるために被爆者健康手帳交付申請却下処分取消訴訟を提起し、1974年3月30日に一審裁判で勝訴した。これによって、韓国被爆者たちも日本で被爆者として認められる道が開かれたが、その後、厚生省から出された「通達402号」は、日本国内だけに被爆者健康手帳の効力を限定させたため、韓国被爆者に対する差別政策は以前とあまり変わらなかった。

しかし、そうであったとしても、孫振斗と連合会が提起した、いわゆる「手帳裁判」は無駄なことではなかった。なぜなら、この裁判を通じて、韓国被爆者も被爆者である（日本に居れば）ことがはじめて確認された。そして、韓国被爆者と日本の市民団体との連帯によるこの裁判は、後に韓国被爆者が日本の市民団体と力を合わせて法的闘争を行っていく一つのモデルとなった。それゆえ、この裁判は、韓国被爆者と日本の市民団体との連帯の歴史を理解することにおいて欠かすことのできない意味を持つ重要な裁判であったといえる。

注

¹ 韓国で韓国原爆被害者に関する研究が本格的に始まったのは、1990年代以降である。社会福祉レベルで原爆被害者の実態を調査、支援政策案を提示する韓国保健社会研究院の「原爆被害者実態調査」(1991)やキムジョンギョン「韓国原爆被害者福祉対策に関する研究」(1993)、戦争被害補償の法的意義を問うイサンファの「在韓原爆被害者の生活と残っている補償問題」(1995)やムンソジョン「韓国原爆被害者の実態と補償運動に関する研究」(1995)、そして、日本の被爆者という範囲内に韓国原爆被害者たちが編入される過程を制度的な次元で分析し、「被爆者健康手帳」を受けられる制度的過程を再解釈したオウンジョンの「韓国原爆被害者から日本被爆者になるまで」(2013)などが代表的研究であるが、韓国被爆者に対する法的責任や福祉政策、過去植民地支配被害に対する清算が主な研究目的であったため、原爆被害という部分に重点を合わせているのがほとんどである。

日本でも、医学、法学、福祉面などの研究以外には市場淳子「朝鮮半島出身の原爆被害者に対する日本の戦争責任」(2011)、宇吹暁「広島・長崎と戦争責任：原水爆禁止運動以前の動向(特集 原爆投下と被爆者)」(2011)、神林毅彦「在外被爆者への差別をなくそう：韓国人被爆者の支援を続けてきた豊永恵三郎の闘い」(2015)など、韓国原爆被害者の状況を知らせる研究や韓国原爆被害者に対する責任を問う研究が主になされているので、彼らを支援している日本の市民団体に関わる研究はあまりにもなされていない。

- ² 市場淳子『広島を持ちかえた人々－韓国の広島はなぜ生まれたのか』凱風社、2000年
- ³ 『한국원폭피해자 65년사』 한국원폭피해자협회『韓国原爆被害者 65年史』韓国原爆被害者協会、2011、113頁
- ⁴ 「원폭피해보상요구일대사관앞데모」『동아일보』「原爆被害補償要求日大使館前でデモ」『東亜日報』、1967年11月4日
- ⁵ 日本国第58回国会法律第五十三号(昭四三・五・二〇)「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」衆議院ホームページ(http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/05819680520053.htm)
- ⁶ 鄭根植編、市場淳子訳『韓国原爆被害者苦痛の歴史－広島・長崎の記憶と証言』明石書店、2008年、90頁。

- ⁷ 『韓国原爆被害者 65年史』韓国原爆被害者協会、2011、117頁
- ⁸ 孫振斗さんに“治療と滞留を”全国市民の会編集委員会『朝鮮人被爆者孫振斗の告発』たいまつ新書、1978年、10頁
- ⁹ 同上
- ¹⁰ 『韓国原爆被害者 65年史』、118頁
- ¹¹ 第61回 衆議院 社会労働委員会 昭和44年5月8日 第16号、国会会議録 (www.kokkai.ndl.go.jp)
- ¹² 『韓国原爆被害者 65年史』796頁
- ¹³ 韓国の原爆被害者を救援する市民の会『在韓被爆者が語る被爆50年－求められる戦後補償』1995年、26頁
- ¹⁴ 『韓国原爆被害者 65年史』、134頁
- ¹⁵ 『朝鮮人被爆者孫振斗の告発』、12頁
- ¹⁶ 同上、13頁
- ¹⁷ 引揚者とは、第二次世界大戦(太平洋戦争・大東亜戦争)の敗戦によって、台湾・朝鮮半島・南洋諸島などの外地や、日本から多数の入植者を送っていた満州、また内地ながらソ連侵攻によって実効支配権を失った南樺太などに移住していた日本人で、日本軍の敗北(降伏)に伴って日本本土に引き揚げずなわち帰国した海外在住日本人を指す。「引揚者」の呼称は非戦闘員に対して用いられ、外地・外国に出征し、その後帰還した日本軍の軍人は「復員兵」「復員者」と呼ばれた。
- ¹⁸ 『中国新聞』コラム「前広島市長平岡敬さん〈4〉引き揚げ 家屋「接収」で母の理へ」(2009年10月2日) (『中国新聞』ホームページ参照 <http://www.chugoku-np.co.jp/kikaku/ikite/>)
- ¹⁹ 同上、「前広島市長平岡敬さん〈9〉在韓被爆者取材 日本人の責任見つめる」(2009年10月14日)
- ²⁰ 中国新聞社『証言は消えない』未来社、1966
- ²¹ 『朝鮮人被爆者孫振斗の告発』、13頁
- ²² 同上、15頁
- ²³ 同上、17頁
- ²⁴ 『朝日新聞』「密航被爆者救援は疑問」(1970. 12. 26)
- ²⁵ 『朝鮮人被爆者孫振斗の告発』、22頁
- ²⁶ 『韓国原爆被害者 65年史』、135頁
- ²⁷ 『朝鮮人被爆者孫振斗の告発』、27頁
- ²⁸ 同上、30頁
- ²⁹ 同上、32頁
- ³⁰ 同上、33頁
- ³¹ 同上、35頁
- ³² 同上、36頁

- ³³ 同上、39 頁
- ³⁴ 同上、40 頁
- ³⁵ 同上、45 頁
- ³⁶ 『韓国原爆被害者 65 年史』、337 頁
- ³⁷ 『朝日新聞』「独自の判断で交付を」、1972 年 7 月 15 日
- ³⁸ 『朝鮮人被爆者孫振斗の告発』、95 頁
- ³⁹ 同上、99 頁
- ⁴⁰ 同上、105 頁
- ⁴¹ 『韓国原爆被害者 65 年史』、145 頁
- ⁴² 『朝鮮日報』、1974 年 4 月 2 日
- ⁴³ 『韓国原爆被害者 65 年史』、147 頁
- ⁴⁴ 旧厚生省が 1974 年 7 月、都道府県知事と広島、長崎両市長あてに公衆衛生局長名で出した通達。「旧原爆特別措置法に基づく健康管理手当は海外に居住した場合に受給権を失う」と規定したため、在外被爆者が来日して手続きしても、出国すると打ち切られる状態が続いた。国は、韓国人被爆者の手当受給資格を認めた 2002 年の大阪高裁判決を受け、03 年に通達を廃止。在外被爆者が出国後も手当を受けられるようになった。

Activities of Civic Organizations to Support Victims of the Atomic Bomb in Korea

- The trial of Son Jin-doo and the formation of a Japanese civic group -

Kim Jongwhoon

This report is an analysis of the activities of civic groups in Japan that supported Son Jin-doo, a victim of the Korean atomic bomb, during the trial and the meaning of these activities.

In response to the Japanese and Korean governments' lukewarm response to damage compensation for the victims, the victims, including Son Jin-doo, chose to smuggle themselves into Japan for treatment. News of their illegal entry into the country and the plight of Korean atomic bomb victims became known to the Japanese community.

Upon hearing the news, some Japanese citizens formed a group to provide support for Son's trial and treatment. Civic groups in Japan felt responsibility for the bombing as a post-war Japanese citizen for being discriminated against by Japan's atomic bomb victims in the post-war period. This is both a criticism of the anti-nuclear bomb campaign in Japan at the time and a reflection of Japan as a nation for one Korean atomic bomb victim.